

■2022 年度 S 日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験  
法律科目試験「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

青少年保護条例の「有害図書」規制について、違法行為のせん動規制の観点から検討させる問題であり、薬物使用に関する著作が「有害図書」に指定された茨城県条例に関する判決例（水戸地判 2016（平 28）年 9 月 29 日）を参考にした。

問 1 では、違法行為のせん動規制について、違法行為発生危険性に基づく規制であり、その規制が広範に及びやすいことを指摘した上で、高度の危険性が認められる場合に規制対象を限定する「明白かつ現在の危険」の基準の適用などが学説上主張されていることを指摘することになる。

問 2 では、まず判例で合憲判断が下された性表現と本問で問われている違法行為のせん動表現が異なることを指摘した上で、問 1 で述べたせん動規制についての判断枠組みに照らして、条例とその適用の違憲性を主張することとなる。条例の違憲性については、「著し青少年の犯罪を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの」との規定について、青少年の閲覧等を禁ずる本件条例が違法行為を発生させる危険性が低い著作物まで規制している点が違憲主張のポイントとなる。また、本件条例の規定を違法行為の発生の「明白かつ現在の危険」がある場合にのみ規制が許されると限定解釈するならば、そのような高度の危険性の認定のないまま「有害図書」に指定している点で本件処分も憲法 21 条 1 項に違反すると主張することになる。また、本件条例の「有害図書」指定の効果は成人にも及ぶため、成人が「有害図書」の閲覧等を事実上制限されることについても検討する必要がある。

表現内容規制の典型例のひとつとされる違法行為のせん動について知識が欠けている答案が目立った。なお、問題文を読めばわかるように、本件規制は出版後に「有害図書」指定がなされるものであり、判例の立場を前提とするかぎり、検閲・事前抑制の問題は生じない。

以 上